各位　　平成19年6月25日

会社名　株式会社バンダイナムコホールディングス
代表者名　　代表取締役社長　高　須　武　男
問合連絡先名
経営管理部ゼネラルマネージャー　　浅　古　有　寿
電話番号　　０３（５７８３）５５００
（コード番号　7832　東証一部）

ストック・オプション(新株予約権)の発行内容に関するお知らせ①
[当社取締役に対するストック・オプションの付与]

当社は、平成19年6月25日開催の取締役会において、同日開催の当社第2回定時株主総会で承認されました「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．新株予約権の割当の対象者及びその人数
当社取締役６名（社外取締役２名及び上場会社の代表取締役２名を除く）

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式　115,000株とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、本新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

３．新株予約権の総数
1,150個とする。なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、上記２に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行う。

４．新株予約権の払込金額

発行日においてブラック・ショールズモデルにより算出した価額とする。なお、金銭の払込みは不要とする。

５．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

６．新株予約権の権利行使期間

平成 22 年 7 月 10 日から平成 27 年 6 月 30 日まで

７．新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当後、権利行使期間開始日までの当社株価成長率が、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）成長率を上回らない場合は、権利行使することができない。なお、当社株価成長率は、権利行使期間開始日の属する月の前３か月の各日（取引が成立しない場合を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を、割当日の属する月の前３か月の各日（取引が成立しない場合を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算出するものとする。なお、ＴＯＰＩＸ成長率も、当社株価成長率と同様の方法により算出する。

②新株予約権者は、その地位を喪失した場合（取締役の退任）においても、権利を行使することができる。

③新株予約権者が死亡した場合、当該権利の行使は相続人（１名に限る。）が行うものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し権利行使することはできない。

④新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

⑤その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

８．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

９．新株予約権の取得に関する事項

①当社は、新株予約権者が上記７による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

１０．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

１１．新株予約権の割当日

平成 19 年 7 月 19 日

【ご参考】

（１） 定時株主総会付議のための取締役会決議日　平成 19 年 5 月 9 日

（２） 定時株主総会の決議日　平成 19 年 6 月 25 日

以上